

## 「令和 6 (2024) 年度 内部統制評価報告書」の概要について

行政改革 I C T 推進課 内部監査室

地方自治法の一部改正により、令和 2 (2020) 年 4 月から導入された内部統制制度において、知事は毎会計年度、内部統制の整備状況及び運用状況を評価した「内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査に付した上で、議会に提出・公表することとしているもの。

## 1 評価対象

- ・ 部局：知事部局及び企業局
- ・ 事務：財務会計、個人情報等保護、公文書管理、情報セキュリティ
- ・ 期間：令和 6 (2024) 年度（評価基準日：令和 7 (2025) 年 3 月 31 日）

## 2 評価方法

総務省のガイドラインを踏まえ、「全庁的な内部統制」及び「業務レベルの内部統制」において「整備上の不備」※ 1 及び「運用上の不備」※ 2 を把握し、当該不備における「重大な不備」※ 3 の有無により、内部統制の有効性を判断する。

区分	評価内容
全庁的な内部統制	全庁にまたがる内部統制の仕組みや規定の整備・運用状況を評価
業務レベルの内部統制	各所属における対象事務の執行状況やリスク管理状況等を評価

※ 1 「整備上の不備」：規定が存在しない又は現状の規定では内部統制の目的を十分達成できない場合 など

※ 2 「運用上の不備」：規定で意図した効果が得られず、結果として不適切な事項を発生させた場合 など

※ 3 「重大な不備」：県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの又は生じさせる蓋然性の高いもの

## 3 評価結果

区分	不備の項目数等		うち重大な不備の有無
全庁的な内部統制	整備上の不備	なし	なし
	運用上の不備		
業務レベルの内部統制	整備上の不備	なし	なし
	運用上の不備		

- ・ 財務会計に関する事務において、評価対象期間中に運用上の重大な不備（①単身赴任手当等を不適正に受給していた事案、②補助金交付事務に関し、損害賠償の義務が生じた事案）を把握したため、当該事務について内部統制は一部有効に機能していないと判断した。
- ・ 個人情報等保護、公文書管理及び情報セキュリティに関する事務については、評価対象期間中に重大な不備は見受けられなかったことから当該事務について内部統制は概ね有効に機能していると判断した。
- ・ 判明した不備については、各所属において改善策を講じ、再発防止に取り組んでいる。

## 4 提出

令和 7 (2025) 年度 9 月議会